



2024年6月28日

各 位

会 社 名 株式会社メルコホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 牧 寛 之
(コード番号：6676)
問 合 せ 先 社 長 室 長 富 谷 英 人
電 話 03-4213-1122

自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2024年5月13日開催の取締役会において決議いたしました自己株式（普通株式）の取得に関し、その具体的な取得方法及び内容について下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得の方法

本日（2024年6月28日）の終値3,500円で、2024年7月1日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付けの委託を行う（その他の取引制度や取引時間への変更は行わない）。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 2,000,000株（上限） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 7,000,000,000円（上限） |
| (4) 取得結果の公表 | 午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表する。 |
| (5) その他 | |

当社は、親会社である株式会社メルコグループ及びエフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー（以下「エフィッシモ社」）より、その保有する当社普通株式（エフィッシモ社においては、その運用するファンドを通して保有する株式を含む。）の一部をもって応じる意向を有している旨の連絡を受けております。

（注1）当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性もある。

（注2）取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行う。

3. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本自己株式取得におきましては、当社の親会社であるメルコグループとの取引であり、当社にとって支配株主との取引等に該当いたします。当社が、2024年6月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書には、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、「親会社及びその子会社（当社グループ会社を除く）との取引及び人材交流を行うに際しては、少数株主に不利益を与えることのないよう、「親会社等との取引基準」を策定し、公正な条件と透明性のある手続の確保に努めております。重要な取引及び人材交流については取締役会での事前の承認を義務付けるとともに、すべての取引・人材交流についてその状況等に関して定期的に取締役会に報告することとしております。」と定めております。本件株式譲渡に関しては、以下（2）に記載のとおり必要な措置を講じており、上記方針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、前日の株価終値（最終特別配を含む。）での本自己株式取得を行う予定です。また主要株主からは現在の持ち分に基本的に応じた応募を予定していると聞いており、一般株主からの応募の枠も確保されております。

本自己株式取得に関して、今回応募を予定していると連絡を受けている、当社の親会社である株式会社メルコグループの代表取締役を兼務する当社代表取締役社長の牧寛之氏、株式会社メルコグループの取締役と当社取締役を兼務する津坂巖氏は、利益相反を回避するため、本自己株式取得に関する議案の審議及び決議には参加していません。

また、下記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主との利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、本取締役会において当社の独立役員である社外取締役の神谷純氏、宮嶋宏幸氏、大塚久美子氏より、本自己株式取得は、その目的、意思決定手続、取得方法等総合的に判断し、妥当である旨の意見をいただいております。従いまして、本自己株式取得は公平性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置がとられていると判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主との利害関係のない者から入手した意見の概要

当社の独立役員である社外取締役の神谷純氏、宮嶋宏幸氏、大塚久美子氏の意見の概要は以下のとおりです。

当職らは、株式会社メルコホールディングス（以下「当社」）取締役会に付議された、当社自己株式を、株式会社メルコグループから自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において取得する取引について、以下の観点で、当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する。

①取引目的の妥当性

本自己株式取得は、株主還元の一環として実施されること、また2024年3月19日発表の、持分法適用会社への投資の処分により取得した資金に対応した規模の自己株取得であり、取得後のEPS（一株当たり当期純利益）の向上などを通じ、株主価値の向上を図るとともに、以後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために実施されるものであり、また主要株主からは基本的に現在の持ち分割合に応じた応募を検討しているとのことで、主要株主以外の株主に応募の機会も設けられていることから、目的・内容に少数株主に不利益となる意図や要因は見当たらないこと。

②取引手続きの公正性

本自己株式取得に際し、当社が制定する「親会社等との取引基準」に適合しており、具体的には取締役会における決議において特別の利害関係を有する取締役が決議に参加しないこと、主要株主からは基本的に現在の持ち分割合に応じた応募を検討しているとのことで、主要株主以外の株主にも応募の機会も設けられていることから、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置がとられていること。

③取引条件の公正性

本自己株式取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による取引であるため、前日終値による自己株式の取得以外はできず、また主要株主以外の株主にも応募の機会が設けられていることから、これにより取引条件の公正性が担保されていること。

(ご参考)

1. 2024年5月13日開催の取締役会決議の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 2,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合11.97%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 8,000,000,000円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2024年5月14日から2025年5月13日 |
| (5) 取得方法 | 株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）及び立会市場における取引による買付け |
- (注) ・同日に公表した「子会社株式の現物配当（株式分配型スピンオフ）及び特定子会社の異動に関するお知らせ」に伴い、注文の執行が行われない期間があります。
・関連や市場動向等により、一部又は全部の注文の執行が行われない場合があります。

2. 上記取締役会決議に基づき2024年6月28日までに取得した自己株式の累計

- | | |
|---------------|----|
| (1) 取得した株式の総数 | 0株 |
| (2) 取得価額の総額 | 0円 |

以上